

関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税 関 長 殿

(所轄外税関長)

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

(印)

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 (法人の場合)

次の関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、関税法第7条の9第2項・関税法第94条第2項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由 (法第94条第2項において準用する場合)			
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称			
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由			
.....			
4 その他参考となる事項			
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認 (第4条第1項・第5条第1項 (帳簿の場合) 又は第4条第2項・第5条第2項 (書類の場合) の承認) を受けている場合の国税における第7条第1 項の届出の状況等			
.....			